

平成22年川俣町議会第3回臨時会会議録

平成22年川俣町議会第3回臨時会は、3月25日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	高橋孝君
総務課長	仲江泰宏君	企画財政課長	佐久間恒司君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	菅野浩市郎君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	神野幸一君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教 育 長	神田紀君	こども教育課長	佐藤光正君
生涯学習課長	佐藤勝雄君	総務課長補佐	大内彰君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	高橋清美	書 記	橋本文雄
--------	------	-----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 39 号 中央公民館ホール空調工事請負契約の締結について

議案第 40 号 川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について

議案第 41 号 富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の締結について

議案第 42 号 平成 21 年度川俣町一般会計補正予算（第 10 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は１６人です。定足数に達しておりますので、ただいまより、平成２２年第３回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前１０時４５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１１番議員 三浦浩一君、１２番議員 五十嵐謙吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第３，町長から提案要旨の説明を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに、平成２２年第３回川俣町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、本臨時会に提出いたします案件は、議案第３９号、中央公民館ホール空調工事請負契約の締結について、議案第４０号、川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について、議案第４１号、富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の締結について、議案第４２号、平成２１年度川俣町一般会計補正予算（第１０号）の４件でございますが、これらの提案要旨をご説明申し上げます。

議案第３９号、中央公民館ホール空調工事請負契約の締結について、議案第４０号、川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について、議案第４１号、富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の締結については、それぞれ工事請負金額の予定価格が５，０００万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。なお、これらにつきましては、３月１９日に指名競争入札を執行し、仮契約を行いましたことから、本日の提案となったものでございます。

次に、議案第４２号、平成２１年度川俣町一般会計補正予算（第１０号）は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ４万８，０００円を追加し、予算の総額を６８億３８２万６，０００円とするものでございます。歳入の主な補正は、地方交付税のう

ち、平成２１年度特別交付税の確定によりまして８，４５１万円の増額。国庫支出金で地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加分１，５４８万９，０００円の増額、今補正の歳入歳出の増減額９，９９５万１，０００円を財政調整基金に繰り戻しをするものでございます。歳出では、議長交際費に不足額が生じたため、４万８，０００円を増額いたすものでございます。また、債務負担行為の補正は、町が自立計画の重点事業として取り組んでおります二地域居住の推進事業を更に充実させるため、平成２１年度にＮＰＯ法人セゾン花塚が、国の補助事業により整備いたしました宿泊体験型木造モデル住宅を二地域居住の体験施設として４年後に取得することとし、債務負担行為の設定を追加させていただくものでございます。

詳細につきましては、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ可決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案要旨の説明といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第４，議案第３９号「中央公民館ホール空調工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 議案第３９号、中央公民館ホール空調工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- １ 契約の目的 中央公民館ホール空調工事
- ２ 契約の方法 指名競争入札
- ３ 工事の場所 川俣町字樋ノ口１１番地
- ４ 契約金額 ７９，８００，０００円
(うち消費税及び地方消費税３，８００，０００円)
- ５ 契約の相手方 川俣町飯坂古中道１番地の１
コバックス㈱川俣支店支店長 安倍直樹

平成２２年３月２５日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議決を求めるものである。

それでは、ご説明申し上げます。

中央公民館ホール工事につきましては、老朽化いたしました設備について修繕工事を行うものでございます。この工事は、中央公民館ホール空調機３機と屋上２８０平方メートルの防水工事及び外壁５５．５平方メートルの塗装工事を行うものであります。

入札につきましては、平成２２年３月１９日に指名競争入札により実施いたしました。指名業者は、中央設備、霊山設備工業、安西設備工業、伊達設備工業所、コバックス川俣支店の５社であります。入札の結果、コバックス川俣支店が７,９８０万円で落札し、平成２２年３月２３日、仮契約を締結いたしましたので、議会において議決を求めるため、提案をいたしたところであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第３９号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第５，議案第４０号「川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君）　議案第４０号、川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

１　契約の目的　川俣中学校校舎耐震補強・改修工事

２　契約の方法　指名競争入札

３　工事の場所　川俣町字宮ノ脇１４番地

４　契約金額　４３５,７５０,０００円

（うち消費税及び地方消費税２０,７５０,０００円）

５　契約の相手方　川俣町字日和田８番地

古俣工務店・香野建設特定建設工事共同企業体

代表者　(株)古俣工務店川俣支店代表取締役　古俣猛

平成２２年３月２５日提出

川俣町長　古川道郎

（提案理由）

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に

より、議決を求めるものである。

ご説明を申し上げます。

川俣中学校校舎耐震補強・改修工事につきましては、川俣町字宮ノ脇14番地の川俣中学校校舎の耐震補強及び改修工事でございます。この工事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条の規定及び川俣町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を実施した結果、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていなかったため、耐震補強工事を実施するとともに、建築後37年の年月を経て損傷している校舎の一部を改修するものでございます。その耐震補強工事の概要であります。交換ブレスV型工法により65工面、交換型ブレース工法により8工面、鉄筋コンクリート壁増設15工面、渡り廊下は内外装解体のうえ、水平方向の補強工事、特別教室等屋上のプラネタリウムは解体撤去を行うものでございます。また、改修工事につきましては、屋上前面の防水シート敷設約2,940平方メートルと校舎外壁の洗浄並びに舗装改修6,540平方メートルを行うほか、理科室、図書室等の床改修を行うものでございます。

入札につきましては、平成22年3月19日、指名競争入札により実施いたしました。指名業者は、ヒカリ建設・村上工務店特定建設工事共同企業体、古俣工務店・香野建設特定建設共同企業体、本田工務所・中村工務所特定建設工事共同企業体、遠藤・長谷川特定建設工事共同企業体、齋藤工務店・齋藤技研特定建設工事共同企業体の5企業体であります。入札の結果、古俣工務店・香野建設特定建設共同企業体が4億3,575万円、うち消費税及び地方消費税2,075万円で落札し、平成22年3月19日、仮契約を締結いたしましたので、本日の議会において議決を求めるため、提案いたしましたところでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君）　14番　遠藤です。この工事は、1つは、工期はどのぐらいの期間でやろうとしているのか。また、恐らく一定期間は子どもが学んでいる場所での工事になるんだと思うんですが、それらに対する安全対策やなんかは、そのような契約を結ぶにあたって、どのような話し合いがなされているのかについて質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君）　14番　遠藤議員のご質問に答弁を申し上げます。

竣工は、平成23年3月15日を予定しております。また、生徒の安全対策についてでございますが、工期を約1年間取っておりますので、特に夏休み、冬休み等の長期休業中を主体といたしまして工事を行いますが、授業実施機関におきましても、特別教室等を普通教室として活用し、一部普通教室の移動を行いながら実施を

するものでございます。なお、グランドの一部につきましても車両の通行などがございしますが、柵などを設置し、安全に努めるように考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 今の説明で仮契約3月19日と言ったんですけど、3月19日に入札実行して、3月19日に仮契約なされたということで間違いはないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員のご質問に答弁を申し上げます。

仮契約は、平成22年3月19日に仮契約を締結いたしました。竣工を予定しておりますのは、平成23年3月15日を予定しております。入札日も平成22年3月19日に入札をし、同日、仮契約を締結したものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 通常ですよ入札何時にやったのか私分かりませんが、19日に入札やって、19日の日に仮契約をするための書類が全部そろったんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 1番 高橋議員の再質問に答弁を申し上げます。

3月19日付けで仮契約を書類を整え、締結をしたものでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） この耐震工事につきましては、非常に大きな4億3,575万円というような金額で、これは古俣と香野の特定建設共同企業体が落札しているわけですが、これらの入札に際しましては、5社ほどの指名競争入札だったということなんですが、しからば、最高の金額と最低の金額をひとつお知らせをいただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） こども教育課長。

○こども教育課長（佐藤光正君） 9番 新関議員のご質問に答弁申し上げます。

最低落札金額税抜きで申し上げますと、4億1,500万円で落札をいたしたところでございます。入札にあたりまして、一番高い金額の札は、税抜きで4億2,150万円の入札結果でございました。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第6、議案第41号「富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の締結について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長(佐藤光正君) 議案第41号、富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 富田幼稚園園舎耐震補強工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 工事の場所 川俣町大字鶴沢字笛田25番地の4
- 4 契約金額 50,295,000円

(うち消費税及び地方消費税2,395,000円)

- 5 契約の相手方 川俣町字五百田24番地

(株)遠藤工務所代表取締役 遠藤栄治

平成22年3月25日提出

川俣町長 古川道郎

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものである。

説明を申し上げます。

富田幼稚園園舎耐震補強工事につきましては、大字鶴沢字笛田24番地の富田幼稚園園舎の耐震補強工事でございます。この工事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条の規定及び川俣町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断を実施した結果、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていなかったため、耐震補強工事を実施するものでございます。その耐震補強工事の概要であります。交換ブレス工法により8工面、H工ブレス工法により6工面、山形工ブレス工法により2工面、1階、2階の天井前面に対し、水平ブレスにより補強するものでございます。また、補強工事实施に際し、外壁の420平方メートルについて、撤去後、布設替えをするほか、天井裏と煙突内のアスベスト除去工事するものでございます。

入札につきましては、平成22年3月19日、指名競争入札により実施いたしました。指名業者は、株式会社遠藤工務所、香野建設株式会社、株式会社古俣工務店川俣支店、長谷川工務所、有限会社村上工務店の5社であります。入札の結果、株

式会社遠藤工務所が5,029万5,000円、うち消費税及び地方消費税239万5,000円で落札し、平成22年3月19日、仮契約を締結いたしましたので、本日の議会において議決を求めるため、提案をいたしたところでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君）　異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　日程第7、議案第42号「平成21年度川俣町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐久間恒司君）　議案第42号、平成21年度川俣町一般会計補正予算（第10号）について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君）　これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君）　1番　高橋です。補正予算の3ページ、債務負担の件について何点かお聞きをしたいと思うんですが、二地域居住事業を進めることについては、私は何の異存もありませんし、NPO花塚さんが一生懸命やることについても、それについては何の異存も私はありませんし、応援もしたいと思っているわけですが、ただ、今般の債務負担にあたりましては、かなり疑問点があるというか矛盾点がありますので、質しておきたいと思うんですが、まず、第1点ですけども、このNPO花塚には町長も会員になっているわけですね。正式な会員だと思うんですよ町長も。それで、この事業21年度、20年度とこう2か年取り組んでいるわけですね。20年度はソフト事業、21年度はハードだということになっていまして、最初から2分の1しか補助金は来ないんだということは分かってて、NPO花塚さんも町も取り組んできたんでありますが、ことこの3月の押し迫ったあと今年度何日もないというところに来て債務負担をして、NPO花塚さんが、その債務負担の議決書を担保にして銀行から融資を受けると、こういうふうな説明を受けて

いるわけであります。しかしながら、町としてNPO花塚に支援を決めたのは、本年に入って2月の12日の政策調整会議で決めた、というふうな説明を受けているわけであります。しかし、実際の工事は21年の12月3日から22年の2月の24日の工期で、この事業は着手したわけであります。したがって、工事が始まったときには、町は債務負担をする考え方も支援をする考え方もなかったというふうになるわけであります。そうしますと、当然にしてこの事業は、私は事前着工だと、というふうに考えざるを得ないわけでありますが、その点について町としてはどのような判断といいますか、事前着工ということにならないのかどうか、そこを第1点お聞きをしておきます。

さらに、2点目でありますけれども、この工事の契約なんです、説明によりますと、三者見積もり合わせによって行っただと、ということなんですね。株式会社長谷川工務店が1,283万円でNPO法人花塚の理事長の長谷川弘二さんと契約をしましてこうなっているんですけど、通常町が入って補助事業であれ何であれそうでありますが、これから来年度は済生会病院さんも町の補助金等を受けて、あるいはふるさと融資を受けて老健を造るわけでありますね。そういった場合に、町の財務規則等に基づいて行うというのは当然のことでありますね。そうしますと、まず、第1点は、この1,000万円を超える入札を行うにあたってですね見積り合わせでいいという根拠は何なのか。2つ目には、財務規則によれば、入札は5社以上とこうなっているはずですよ。5社以上でやりなさいと決まっているわけですよ町の場合は。見積りは3社となっているから3社でやったということなんだかもしれないんですが、この見積り合わせていいんだという考え方。それから、2つ目には、セゾン花塚さんの理事長は長谷川弘二さんで、株式会社長谷川工務所さんの代表取締役も長谷川弘二さんなんですよ。すると、予定価格書く人と、札入れる人が同じなのに、その契約行為というのは成り立つんですかということが、町としては成り立つというふうに考えているのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、もう1点大きくは、このセゾン花塚さんが建てた土地の貸借関係、土地の貸借関係であります、NPO花塚さんが借りている土地ではありませんよね。株式会社長谷川工務所さんが借りている土地にNPO法人のセゾン花塚が建てたわけですね。それを町は継承するんだというふうに言っているわけでありますが、NPO花塚の事業なのに土地を借りているのは株式会社長谷川工務所、事業をやったのはNPO花塚と、これも理屈合わないのではないかと私は思うんですが、それでも整合性があるというふうにお考えなのかどうかお聞きをしておきます。

それから、もう1点は、この債務負担の820万円の金額なんですけど、全くこの4年間ですね借りたお金を返さないという前提に立って、利息分の利息まで含めて町は面倒みますと、こうなっているんですね。通常利息までは分かるんですが、利息の利息まで面倒を見るというふうな事業というのは、成り立つんでしょ

うかということ。それから、もう一つは、中身を見ますと、工事費は1,200万円と書かれていたと思うんですね債務負担行為の金額の工事費の金額ですね。1,260万円かな、工事費1,260万円ということで計算をいろいろしていったら820万円になったということなんですけど、長谷川工務所さんとセゾン花塚が締結している契約工事費は1,283万円だと私は承知しているんですね。そうすると、その1,260万円と1,283万円の差額は、どういうことになるのかなと。だから、その積算の内訳が、利息の利息まで見るという考え方と、工事費実際長谷川工務所さんは1,283万円でセゾン花塚と契約しているはずなんですけど、その積算の根拠を見ると、工事費は1,260万円だと、こういうふうに書かれているんですね。ここの差はどこに行ったんでしょうかということでもあります。

それから、最後の質問は、このオープン後の計画を見ますと、謝礼金で2,500円1人もらうんだと。そして、毎月7万4,000円かかるんだと、こういう計画なんですね。ということは、毎日ですね1人泊まらないと、1人利用しないと、この計画は成り立たないんですね。7万4,000円をペーするためには、1月30人来ないと成り立たないと、こういうことになるんですね。それらの実効性について、どのように町は考えているのかお聞きをしておきたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

1番目の事前着工の部分と2番目の3社見積り合わせの部分と3番目のNPOさんと長谷川工務所さんとの契約は成り立つのかというような1から3点までの経過でございますが、いろいろと話等も伺っておりまして、その中でこの事業を推進をしているNPO法人並びにこの事業のコンサルということでコンサルさんがいますけれども、それは事業の申請並びに最終的な事業報告等も提出をされているコンサルさんでありますけれども、その中身についていろいろと疑義ある部分もあるということで、いろいろと国交省さん等に問い合わせをさせていただいた経過がございます。その中で事前着工につきましては、そのように事前着工ということではなくて認識をしているということでございます。

あと2番、3番についての部分の3社見積り合わせとNPOさんと長谷川さんの契約については、国交省のときには何ら問題はないというお話をいただいていたということの経過をお聞きしておりまして、町の方でもそのように理解をしていたところであります。

あと4番目の土地の貸借の関係でございますけれども、当初は長谷川工務所さんが農地法に基づく許可を平成19年12月に許可をいただいている経過がございます。今回、建てたNPOさんということでございますので、農地法的に申し上げますと、事業主が替わっているわけでありますから、事業の変更届を出していただくように今、お願いをしているところであります。これは4月の農業委員会に提出を

お願いするような方向で今、進めております。ということで考えております。

あと貸借の部分につきましては、もちろん農業委員会の方に提出をしないと事業の方の部分については成り立ちませんので、もちろん土地貸借の契約当についても是正を直していただくというようなことで考えております。

5番目の820万円の部分であります、利息の利息というようなことのお話をいただいたわけでありますけれども、通常物件等の建物等の取得価格というものについては、その部分まで含まれて通常ですと行われている部分が多いということで理解をしております。そういう部分では、利息の利息も財産の取得価格の一部ということで、町では理解をして、今回お願いをしたいということでございます。

6番目でしたが、工事の方の1,260万円と実質的な契約の1,283万2,000円となっているという部分でありますけれども、町の部分としましては国交省の方の補助事業の提出をされて、補助事業が認定を受けている金額をもって、町としては工事費としたいということで1,260万円とさせていただいたところであります。

7番目ですが、オープン後の2,500円の今のところ予定をしておりますが、先ほど見ていただきました中身でいきますと26.6人というようなことの計算にはなっておりますけれども、30人程度利用しないと、確かに運営等はできない計算になってございます。ただ、逆な考えで大変恐縮でございますけれども、逆にお客様が来ないとなった場合の判断であります、最低でもかかるのは電気の基本料金とか、水道の方の基本料金とか、あとは固定資産税並びに最低限かかる費用ということも考えられますと大体1万6,500円程度の部分と理解をしております。お客様が利用して、その分のいろんな電気代、または水道料代を想定をした金額がおおむね7万4,000円程度かかるというようなことで、積算をしますと1か月当たり32人弱の利用がないと見込めないということであります、その部分について最低限の維持経費1万6,500円程度になると思うんですが、その部分を何とか賄える程度の管理運営ということを考えますと、もう少し人数的にも大丈夫かなと思っておりまして、逆にお客様を利用すればするほど水道、ガス等もかかるという部分もまた見込まれる部分であります、その辺も併せましていろいろと今後、5月1日にオープンというような予定をされているようでありますので、その辺までにいろいろと調整を図って、利活用並びに管理、運営については、いろいろと考えながら計画をしていきたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） まず、事前着工の話ですけど、その事前着工でないんだというんですけど、要は町は20年度のときからこうしないといけないということ知っていたわけでしょ。こうしなくては、2分の1しか補助金もらえないんだから、2分の1を調達するためには債務負担行為をして、それを担保にして銀行から金を借り

るしかないんだということを20年度中から町は承知をしていたにもかかわらず、そのことを所管委員会にも全員協議会でもどこでも議論しないでずうっとやってきて、当局の説明だと12月2日に初めてNPO花塚から町に要請があって、そして、今年の2月12日に政策調整会議で支援することを決めたという公式的には説明しているわけじゃないですか。ですから、12月2日に来て、12月3日から工事始まった事業を2月12日に支援することを決めたということは、だれが見たって事前着工じゃないですか。それが事前着工でないというなら、何でも事前着工でなくなりますよ世の中は。それが事前着工でないというならば、事前着工でないという理由をちゃんと説明してくださいと私は聞いているだけなんですよ。

それから、いわゆる双方代理契約の問題ですけども、長谷川工務さんと長谷川弘二さんが契約したという話ですね。国交省で問題ないから問題ないという話しているんじゃないですか。そうではないでしょう。私が聞いているのは、町として補助金であれ交付金であれ何であれですよ、町がお金を出す場合、町の財務規則に合ったものできちっとやってくださいと指導するが普通でしょうと言っているわけです。そして、このNPO花塚さんは、20年度からソフト事業に取り組んで町と連携しながらやってきたわけでしょう。だとすれば、町は当然指導できる立場にあったわけじゃないですか、こういうふうにしなさい。町の財務規則上、こういうふうにやりなさいよと。そのことを指導をしないで、長谷川工務所さんと長谷川工務所の代表取締役の長谷川弘二さんとNPO代表理事の長谷川弘二さんが契約したということは、だれが見たって双方代理契約じゃないですか。自己契約じゃないですかこれ。それが国交省でいいというから川俣町もいいんだという話にはなり得ないじゃないですか。これは民法で決まっている禁止条項ですよ。民法で決まっていることを町はいいんだ、国交省がいいと言えればいいんだという話には成り立たないから、民法108条の双方代理契約、自己契約の禁止ということについて、これは抵触しないというふうに町は言明するのかどうか、再度聞いておきますね。

あと私が言ったのは、農地という話聞いたのではなくて、そもそも底地権ね建てる場所の着地権を長谷川工務所さんが持っているわけでしょう。長谷川工務所さんがその土地借りて、長谷川工務所さんがNPO代表理事の長谷川弘二さんと契約してねやるとすればですよ、通常ですよ世間一般で言ったらば、借地権持っている人が強いに決まっているじゃないですかそんな工事契約やったときに。借地権持っている人がNOと言ったらばできないですよ事業というのはだれも。だから、その長谷川工務所さんが借りている土地にNPO法人が建てるということであれば、事業として町が指導するのであれば、当然借地権もNPO花塚さんにしなさいよと指導するのが当然ではないですかと私は聞いているんです。借地権も上に立つのもNPO花塚さんのものにしておくのが一番良いことじゃないですか、だれが見たって不自然でないんだから。借地権が長谷川工務所さんが持ってて、工事したのも長

谷川工務所さんで、契約したのもNPO法人代表者の長谷川コウジさんだったら、だれが見たってできレースだと思ふんじゃないんですかこれは。その町民の皆さんが疑念に思うことを解消するためにも、借地権はきちっとNPO花塚さんにすべきじゃないですかと。そこは矛盾は解決しないんですかと私はさっき質問したつもりなんです。

それから、もう一つね、国交省の補助金額の1,260万円でやったというんですけど、実際は1,280万円かかっているわけでしょ。1,283万円かかっているわけでしょ。だったら23万円分の補てんは、どこでだれがするんですかこれ。NPO花塚さんがお金がないから自前調達できないから、町は財政支援するわけでしょ債務負担でこれで。23万円分のじゃ消化できない金額はどこでだれが消化するんですか。再質問しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

事前着工の件でございますけれども、当初確かに申請の段階では定額並びに2分の1ということで理解をして、もちろん申請をされているのは、そのとおりだと思います。あとその途中で変わった部分と言いますと、当初はNPOさんの方が自前で調達をしながら、その事業を推進をするという方向で進められていると理解をしておきまして、その後、NPO法人さんではなかなか借入することができないということが判明したというか分かったということで、先ほど議員の方からお話がありました12月2日にNPOさんの方からお話があって、その後いろいろと調整をさせていただいて、中身的な金額等もいろいろ確定をしなければならないというようなところもございまして、2月12日の政策調整会議において確定をしたという流れになってございます。その部分の中身等もございまして、それが事前着工かどうかということになりますと、町の事業実施、またはその町の補助金等の実施をされている中身ということでは理解ではないものですから、町としましてはNPOさんと国交省さんが行っている事業ということでございまして、その部分については町の方で事前着工並びにそのいろんな指導等の話等については、町では考えていなかったというところであります。

あと2番目の補助金等の部分でありますけれども、町の方でいきますと130万円以上については、確かに入札等について入札を行うということになってございまして、国の方の事業ということもございまして、その中身については130万円以上の部分でないと入札でないとだめだとかというようなことの取り決め等はございませんで、あくまでも国交省の方の要綱並びにいろんな中身の中で、十分3社の見積り合わせで大丈夫だというようなことで実施をされたということで理解をしております。

あと3番目の賃借権につきましては議員のお質しのとおりでありまして、長谷川

工務所さんがお借りをしている上にNPOさんが建てているということがございますので、これはNPOさんが建てる前にNPOさんの方の賃借権並びにそういう形にして実施されるべきだと私も認識をしております、その部分については是正をするように指導していきたいと考えております。

あと4番目の国交の補助金等の23万円程度の増になる部分につきましては、町といたしましてはNPOさんの方で負担をして一生懸命やるというようなことで理解をしていたところであります。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） だから町はねこの事業に対して、じゃどういう立場でかわったんですかという問題なんですよ私から言わせれば。私の認識で言えば、二地域定住のそういった拠点施設はほしいと。ほしいからNPO花塚さんが国交省の補助金もらって、そういったものを建てるのであれば、町もそれに乗かって一緒にやりましょうという認識だったと思うんですよ。だとすれば、だれが見ても町民が見ても、我々議会から見ても、だれしもが疑念を出さない、そして、望ましい形で進めるというのが当たり前の話じゃないですか。あるときはNPO花塚がやるんだから町は関知しない。あるときは、国交省とNPO花塚でOKになっているんだから構わないんだと、こういう言い方するわけじゃないですか。あるときは町としても、その方が望ましいから指導しますよと、こういう言い方するでしょ今の話聞いていれば。だから、もともとNPO花塚さんと川俣町は一緒になって、この事業をだれから見ても指摘をされない良い事業にして、地域の人にも喜ばれるものにしなくちゃいけないという立場で臨むべきだと私は思うんですよ。だとすれば、へりくつつつけてやらないで、素直に前から議会に対してもきっちりとね去年の2月から分かっている話なのを今こゝろ議論しているから、こういう問題になるわけじゃないですか。それをNPO花塚さんで自前調達できるという前提で進めましたなどという話をするわけでしょ。もともとできないということは明らかだったわけじゃないですか、NPO花塚さんでは自前調達は。だから、もっと早く提案をすれば、こんな事前着工だなんだとかという話にならないわけですよ私から言わせれば。それを何かおしくくって頑張ろうとするから、変な理屈になるんだと思うんですよ。だれが見たって今年の2月12日に決定して、執行上は12月3日から始まっているものが事前着工でないなどということはあり得ないじゃないですか。それでも事前着工でないと言うならば、もう1回そこだけは確認させてもらいます。

それから、もう一つは、相対契約ね、双方代理の契約ですけれども、国交所でいいと言っているんだと。国土交通省でいいと言っているんだ。だから、町は認めるんだと、その1点だけなんですか。だとすれば、今後ですよ確認しておきますけれども、来年度ですよ例えばマルキさんのところにグループホームができますよね。補助金予算計上して可決されましたよね。済生会病院さんも佐藤病院のところに今度

造りますよね。そのときもこういうやり方しても、川俣町はそれは関係ないということでもよろしいんですか。川俣町は関係ないんですとそれは。国の補助金を単に横流しするんだから補助金と言ったってですよ、町が受けて横流しするだけでしょ、そのグループホームの補助金にしたって、済生会、佐藤病院に造る済生会さんの老健にしたって。横流しできるんですから、国土交通、厚生労働省がいいと言え、それでいいということで構わないんですかということなんですよ。だから、だれが見たってこんなの入札の予定価格書く人ですよ、札入れる人同じだったらこの会社取れるのは当たり前の話じゃないですかこんなの。常識論でしょこんなの。だれがそれでは予定価格書いたんですか、ここの日に。NPO花塚さんではだれが予定価格書いて、長谷川工務所さんではだれが入札の札見積書入れるときに見積書書いたんですか。同じ人やっていたらば、絶対に取れるに決まっているんじゃないんですかそんなこと。それでも関係ない、国土交通省でいいんだというならば、それはそれで国の方を私調べさせてもらいますけども。川俣町として、そういったことで債務負担の限度額が決まるわけでしょ。その金額がもっと下がるわけでしょ、限度額だって。だから、利益が相反する行為をしちゃいけないから、民法108条でそういうことやっちゃいけないと書いているわけです。そのこと法律に書かれていることをいいんだという根拠をもう1回聞いておきたいと思います。

あと補助申請額で1,260万円で行っているんだというんですけど、金がないから町の財政支援を求めているNPO花塚さんがね23万円の金をどこで調達するのかということ分からなくて、さっき一番最初に聞いた毎月30人来なかったら成り立たないこの厳しい事業をですよ23万円の金だったら大金じゃないですかNPO法人にとったらば。そここのところは全く関係ないんだという議論はないんじゃないんですか。利息の利息まで見るんだと一方では言っておいて、23万円もNPO花塚さんが自前調達しなくちゃいけないことについては関係ないんだという話は、全く理屈が合わないと思うんですよ。とりあえず今、なんか銀行から金借りて、精算できればいいというだけのふうにししか聞かえないんですね。ですから、23万円はどこにいったのかということは、町としては精査しないんですかこれ。

それから、23万円だけでなく、あと国土交通省の補助要綱を見ると、消費税は見ないと書かれているわけだから、契約金額の消費税分だってNPO花塚さんはどうするんだか、そういうことをきちっと精査しないと、今後の運営の基礎にぶってくるわけでしょ町がいくら一緒にやると言ったって。だから、23万円の話とどこに行ったらだれがやるのか、そこももう1回お聞きしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。1点目の事前着工の件でございますが、確かに議員お質しのとおりですねNPOさんと一緒に二地域居住の推進計画等を策定をした経過もございますので、もっと早めにですね調整をして、もっ

とより良い事業の推進に取り組むべきだったなと今、反省をしております。その点につきましては、今後、いろんな事業等についてはいろんな想定をされる諸課題、諸問題も発生するというようなことも十分理解をいたしますので、事前に十二分いろんなお話を受けながら、あとはいろんな事業等の取組みについて精査をしながら実施をしていきたいと、こう考えております。その事前着工の日付等の問題でいきますと、間違いなく町の補助事業で町の方の事業等に当てはめましますと、やはり事業の前に着工しているというのは事前着工という形になりますけれども、ただ今回の場合ですと、やはり国土交通省さんとNPO法人さんの事業の補助だということの認識の町の方でもやっぱり甘さがあったのかなと、今、反省をしております。

あと相對契約の關係のお話をいただいておりますが、その予定価格書をだれが書いたのかというようにお話もいただいているわけですが、もちろんNPO法人が実施する事業ということで理解をすれば、もちろん理事長が予定価格を書くというものと理解をしております。

あと23万円の多めに出る部分について、町の方で關係ないというようにことでお話をいただいたわけでありましますけれども、確かに1,260万円とその出る分の23万円につきましては、いろいろとNPOさんともいろいろと話しをさせていただいた経過の中で、この部分についてはNPOさんの方で何とか自前で持ちたいと。または、町の方で支援できるのは、ここの部分とここの部分というお話もさせていただきながら詰めた経過がございまして、そういう意味でその23万円出る分につきましては、一応NPOさんの方でやりくりをしながら進めるということになったものですから、町の方ではそのようにお願いをしたというところでございます。あといろんな金額等の部分のお話もいただきましたが、その部分につきましてもよく精査をさせていただきまして、どういう部分で消費税の分とか、また今回の23万円の部分につきましてもいろいろとお話を聞きながら、対応をどうしたのかというようにところもいろいろとお話を伺っていきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 先ほどの説明で大体はお聞きしたわけですが、あの土地のことお聞きしなかったらば、賃貸契約だというようなことなので、まあ農地も含んでいることから農業委員会としてはどんなふうな対応をしたのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

事務局で大変恐縮だったんですが、今までの経過の中で12月2日の方からいろんな話をいろいろと今話しをさせていただいておりました。あと実質的には、町の事務局としましても、中味についてNPO法人さんが建てたというところがなかな

か認識不足でございましたので、今般、3月の農業委員会の定例会には提出はされておりませんが、4月の農業委員会において事業の変更の部分を出していただくことと今、してございます。中身的には、当初の申請の部分と今回の建てた部分につきましては何ら問題はなく、あそこに同じような施設を造るということの申請でありましたので、趣旨はそのまま生かると理解をしております。あくまでも事業者が長谷川工務所さんがNPOさんが建てたということでございますので、長谷川さんからNPOさんの方に事業の変更申請を出していただくという運びになると理解をしております。また、町の方の農業委員会を経由しまして、福島県の農業委員会に送付という形で、県知事の許可、変更の許可という形になるという理解をしております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） そうすると、事後承諾でもこういったものをいいというふう
に判断してもよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（沢口 進君） 質問に答弁申し上げます。

事後承諾という形になろうと思いますが、いろんな案件等を前の案件という
ような形でいろいろと見ますと、例えばたまたま今回は長谷川さんとNPO法人
という形になりますが、例えば家族の中でも1人の方が建てる申請をされて、な
かなか資金的に難しくて、どうしてもそこにもう1人の親さんとか、夫婦であれば誰
かが一緒になって建てたいということになれば、そのような形で変更の届けをして
事業者が誰と誰という形の変更とか、いろんな部分があります。ただ、今回の部分
につきましては、やはり建てる前にいろんな手続上でいけば、申請を先にしてい
ただいて変更申請をしていただいて届出を出して許可をもらって最終的に建てる
というのがやはり基本と理解をしております。今回の場合ですと、もう現実的に建て
た状況になっておりますので、早急に変更の申請届けを出していただいて承認等の農
業委員会の議会の方に諮っていききたいということで考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。新関善三君。

○9番（新関善三君） この二地区居住推進等につきましては、是非川俣町の現況から
いいますと、やっていかなければならない。当然こういった事業を荷担をしていか
なくてはならないわけでございまして、今、いろいろな指摘事項に対します答弁が数
多くあったわけでございますけれども、非常に歯切れの悪い部分があるわけでござ
いまして、議会に提案する以上、もっと自信を持って提案をする。あるいはやっ
てみなければ分からないというような一つの表現もあるわけでございまして、こう
なりますと非常に不安材料が助長されてしまうわけでございまして、その辺の払拭等
につきましてもかくなるもの。今まで示されたものは、すべてどこに照らし合わせ

ても合法的にやってきたんだと、絶対指摘受けても心配ないんだというふうな表現をまずはいただきたい。それと、NPO法人は、これらの事業の取り組みは地域木造の市場活性化推進事業で本来は取り組んでいるわけでごさいますて、たまたま川俣町の二地域居住推進というようなことに鑑みまして、是非こういったモデルハウスをそういった有効かつ適切な効果の出る活用にしたいというようなことのうえに立って、このような事業形態になったかと思うわけでごさいますので、そういった自信作、あるいはNPO法人のセゾン花塚につきましては、もう優れた方々が構成メンバーになっておるわけでごさいますて、今後運営には絶対支障を来さないというふうな一つの自信の表現もいただきたいというふうに考えますので、それらの答弁等につきましては、是非町長の方からお答えをいただきたい。このように質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

二地域居住にかかる債務負担行為については、今いろいろと議論をいただきました。ありがとうございます。1番議員からも質問ありましたことについても、担当課長の方から説明、回答申し上げたわけでありまして。今また、いただきましたが、9番の質問につきましては、質問の趣旨を十分我々もそのとおりで思っております。これからもこういった事業については積極的に取り組んでいく考えでありますので、不備なところは直しながらしっかりとこの事業に取り組みながら、町民の皆さんの理解と、そしてまた関係する皆さん方との協働の事業によって、こういった2地域居住が一層進むように取り組みたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私は、二地域定住、それからNPO法人花塚山の振興を図っていくということについては、何ら異議はないわけでありまして、今般の債務負担の設定につきましては、先ほど質問でも言いましたとおり、町当局の事業とした取り組みによりまして、大変事務上、法律上も不適正な面が多々あります。何といたっても先ほどから指摘しているとおり、町が支援を決定したのは本年の2月2日であります。それに対して事業が行われたのは、既に8月に申請書を出して、実績報告書は2月25日に出されている。これは誰が見ても事前着工であります。当然、町は8月に推薦をする際に議会に対して債務負担の申請を議会に提案をしてこの事業を進めるべきものであったというふうに私は考えますので、事前着工にあたるという

ように考えるので、まず第1点この点で反対をいたします。

第2点は、町民のお金を使うわけでありますから、その債務負担行為の額の確定については、民主的に町の規則、法律に従って、きっちりと手続きを踏んだうえで確定をされるものではないかと思いますが、そういった意味で今般の工事費の確定については、ゼゾン花塚理事長 長谷川弘二さんと長谷川工務店 取締役長谷川弘二さんが契約をした双方代理の原則、自己契約に当たる契約でありますので、その金額等について適正に第三者が判断できるものではありませんので、こういった民法の規定に反する契約をしたうえでの債務負担行為の額の確定については認められませんので、以上2点をもって私はこの債務負担行為を含めた補正予算については反対をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに賛成者の発言はありませんか。昆久美子君。

○7番（昆 久美子君） 私は、この債務負担行為が入っている今回の補正予算に賛成の立場ではありますが、先程来、るる同僚議員が指摘してまいりましたように、補助事業というのは相手が特に官民共同の補助事業におきましては、相手が素人でございます。NPO法人と言えども素人ですから、その対応が良かれと思ってスタートしたことで土壇場でこのようなことも起こり得るんだろうと思います。ただ、その場合にもやはり議員の皆様の理解、それから広く町民の理解が得られるように、誤解が生じないようにやはり町の指導というのは非常に大切であろうと思います。強いものに弱く、また弱いものに押し付ける、そのような補助金、補助制度であってはいけないと思いますので、是非その部分はこれから気をつけていただいて、こんなことで民間の人たちが一生懸命やろうとしているようなことに水を差さない姿勢を強く求めて、私はNPO法人に頑張っていただきたいと思いますので、賛成いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに反対討論はありませんか。

それでは賛成討論、齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 私は、賛成申し上げます。この議案に対しては。理由は三つあります。

まず1点は、当局の説明は懇切丁寧に分かりやすく理解するものであります。これが1点であります。

2点目は、この議案は職員、特に皆さんの意気込みと言うんですか、やる気、十分私は感じております。そういう点で賛成します。

3点目、これを実行することによって波及効果が相当あらうと考えますので、賛成を申し上げます。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（佐藤喜三郎君） 起立多数です。

よって議案第４２号は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成２２年第３回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞
さまでした。

(午前１１時５９分)

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第 39 号 中央公民館ホール空調工事請負契約の締結について

議案第 40 号 川俣中学校校舎耐震補強・改修工事請負契約の締結について

議案第 41 号 富田幼稚園園舎耐震補強工事請負契約の締結について

議案第 42 号 平成 21 年度川俣町一般会計補正予算（第 10 号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 三浦 浩一

同 署名議員 五十嵐 謙吉